

支給します 定額減税 調整給付金

令和6年分の所得税から3万円、令和6年度分の個人住民税所得割から1万円の定額減税が実施されていますが、減税しきれないと見込まれる方へ、その差額分を給付金として支給します。

●問い合わせ 税務課 内線112

定額減税調整給付金については
こちらから

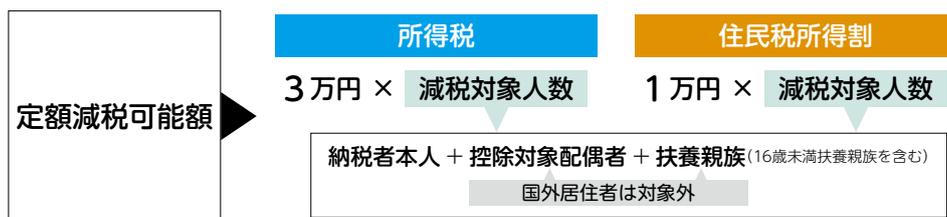


対象となる方

定額減税の対象者で「令和6年分推計所得税額*」「令和6年度分個人住民税所得割額」のいずれか(またはいずれも)が減税可能額を下回る(減税しきれない)方

所得税	住民税所得割
定額減税可能額(3万円×減税対象人数) 令和6年分推計所得税額 (令和5年分の所得税額) 給付部分	定額減税可能額(1万円×減税対象人数) 令和6年度分個人住民税所得割額 給付部分

※令和6年分の所得税額は、令和6年1～12月の所得に対して課税されますが、令和5年分の所得および扶養の状況から推計して給付額を算定。令和6年分の所得税額の確定後、給付額に不足がある場合、追加で令和7年以降に給付予定



対象とならない方

所得税・住民税所得割額のいずれも減税可能額を上回る(減税しきれない)場合は調整給付の対象外です。

所得税	住民税所得割
定額減税可能額(3万円×減税対象人数) 令和6年分推計所得税額 (令和5年分の所得税額)	定額減税可能額(1万円×減税対象人数) 令和6年度分個人住民税所得割額

給付額

所得税	住民税所得割
定額減税可能額(3万円×減税対象人数) 令和6年分推計所得税額 (令和5年分の所得税額) ① <small>① <0のとき0円</small>	定額減税可能額(1万円×減税対象人数) 令和6年度分個人住民税所得割額 ② <small>② <0のとき0円</small>
所得税分 ① + 住民税所得割分 ② = 給付金額 ←合計額を1万円単位に切り上げて給付	

例 ①+②=24,000円の時 → 切り上げて**30,000円**給付
①、②の両方が0円の場合、給付されません

申請・給付方法

1 確認書を送付

8月上旬までに、対象となる方へ確認書を送付します。



8月上旬まで

2 確認書を返送

給付金を受け取るには返送が必要です。確認書の記載内容を確認のうえ、必要事項を記入し、本人確認書類などと一緒、同封の返信用封筒で提出してください。



確認書の提出期限
9月30日(月)まで

3 給付金を振り込み

審査のうえ、「払込のお知らせ」を送付後、順次給付金を口座振り込みします。



振込予定日
確認書提出日から
約30日後

定額減税をかたった詐欺にご注意ください!